

官民競争入札等監理委員会
第187回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第187回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成28年1月25日（水） 9:57～10:33

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会
2. 実施要項（案）について
 - （独）日本学術振興会／業務基盤システム更新・保守業務
 - 厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守管理業務
 - 能力開発基本調査
3. 第54回施設・研修等分科会（業務フロー・コスト分析に関するヒアリング）審議結果について
4. 閉 会

○稲生委員長 それでは、第187回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

最初に、事務局で人事異動があり、新たに清水谷企画官様が着任しておりますので、一言いただければと存じます。お願いします。

○清水谷企画官 清水谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○稲生委員長 本日の議題は、議事次第のとおりでございます。本日は全ての案件を公開することといたします。

それでは、議事次第2の実施要綱(案)について、3件ご審議いただきたいと思ひます。実施要項(案)につきましては、事業主体からの報告に基づきまして入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは、独立行政法人日本学術振興会／業務基盤サーバー等の更新・保守業務、厚生労働省LANシステムの更改整備及び運用・保守管理業務、能力開発基本調査について、石堂主査よりご説明をお願ひいたします。

○石堂委員 それでは、3件とも私のところの小委員会でやりましたので、続けて説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

では、まず独立行政法人日本学術振興会の業務基盤システム更新・保守業務についてでございます。資料1-1をごらんいただきたいと思ひます。

1. 事業概要及びこれまでの経緯についてでございますが、この案件は今回初めて市場化テストにかかる案件でございます。その次のページにありますポンチ絵といひますか、参考資料をごらんいただきたいと思ひます。

業務規模としては320名ほどのユーザーを抱えまして、経費は5億3,700万円、5年間でするので大体1年間1億円程度の案件ということでございます。

調達内容といたしましては、機器類、ハード、ソフトの賃貸借業務、それからサーバー機能、セキュリティー対策等を含むものでありまして、保守業務については5年間それを請け負うという内容でございます。

最後にありますのがシステムの更新の部分に当たりますけれども、構築業務、撤去業務ということで、設計・構築、搬入・設置等、そして最後に契約終了時の撤去までが含まれるということでございます。

右下に、確保されるべき対象業務の質とございますけれども、稼働率99.8%、セキュリティーの重大障害件数をゼロにすること等、ほかの案件と比べまして特に厳し過ぎる要件はないと見ております。

その次のページに、これまでの契約状況ということで、ごらんのとおり18者が説明会に参加してきたけれども、応札者は2者で、しかもそのうち1者は予定価格を超過したということで、一般競争入札の段階ではあまり競争が発揮されている状況にないのが現状でございます。

資料1-1にお戻りいただきたいと思ひますが、そういう状況の中で、2.市場化テストの実施に際して日本学術振興会が行った取組についてということで、先ほどごらんいただ

きましたように入札説明会に参加して来るような業者をどういうふうに入札に引き込むかということでありまして、競争参加資格の緩和をやってA等級からB等級も入れることにしたということと、もう1つはシステム構築期間の延長ということで、6カ月を6カ月半と、わずかですけれども延ばして、業者さんに余裕を与える方策を講じたということでございます。

小委員会での審議内容でございますけれども、論点1、現システムから新システムのデータの引継ぎについて詳細を記載すべきであると。また論点2も、引継ぎ経費について請負者が、これは新規の業者ということの意味を意味しますけれども、責任を持つ範囲を明確化すべきであると。また、業務の引継ぎ等については発注者の学術振興会が適切に関与するというので、要は現業者が過度に有利にならないように、逆に言いますと、新規業者がその点について不安に感じてそれをリスクと見なすことのないように手段を講じるべきであると。論点1、2ともに引継ぎに関する事柄でございますので、これらについては対応1、2にありますように、データ等の移行について明記し、また引継ぎ経費についての責任範囲を明確化するという対策を講じてございます。

最後に、意見招請及びパブリックコメントによる対応でございますけれども、全部で3者から45件の意見が寄せられまして、その大半は仕様の明確化に対する要望、また内容の確認といったものでございました。うち16件については必要な修正を行ったということでございます。一部、小委員会の委員の指摘で回答内容等を修正した部分もございまして、概ね妥当な対応を行ったと見ております。学術振興会のシステムにつきましては、説明は以上でございます。

引き続きまして、厚労省のLANシステムの関係でございます。こちらは非常に大型案件でありまして、またこれまでも何回か話題になってきた案件ということでございます。資料2-1をごらんいただきたいと思います。

まず、事業の概要でございますが、厚生労働省本省、地方支分部局等2,300拠点ぐらいの職員が利用するネットワークシステムの更改整備及び運用・保守業務を行うものでございます。平成23年度に選定されまして、現在、第1期事業として平成24年から平成29年3月までの業務を実施中ということで、今回、第2期目でございます。

今回の案件は、実施期間が平成29年5月下旬から平成34年3月31日と書いてありますが、実はシステムの更改がございまして、これにほぼ1年かかるということで、運用期間としては次年度、平成30年7月からという形になっております。

4番目のポツは、平成27年度に第2期事業の予算要求を行ったが、査定により、システム更改の時期を当初の予定より1年延長することになったということが書かれております。この「査定により」というのは、財務省がお金の都合で切ったということではなくて、国全体のシステムを管理しております総務省の行政管理局が、もう少し要件をしっかりと見るべきであるという意見をつけて、それで1年ずれたということでございます。その結果、第1期事業を延長する必要が生じまして、平成29年4月、この4月から来年6月30日まで

は今のシステムでやっていかざるを得ないということで、その部分については別途に随意契約を結んで実施することとしております。この随意契約でやっていくことにつきましては、昨年6月の第1期事業の評価のときに話が出まして、7月に書面診査でございましたけれども、監理委員会の承認を得ているところでございます。

別途随意契約をする部分につきましては、だんだんシステムのユーザーが拡大をしていくということがございまして、ハローワーク、またグループウェア統合による利用、都道府県労働局の組織改編による利用者増といったものでトータル2万6,700人ぐらいの利用者増を含んだ内容で随意契約をしていくということになっております。

そこで参考資料をごらんいただきたいと思うのですが、まず、運用・保守業務概要と書かれたペーパーがございまして、先ほど申し上げましたように業務拠点の数が表示されております。それから、業務規模としてユーザーアカウント数6万3,000人ということになっておりますが、現在は2万3,000人ぐらいのユーザー数。そして、先ほど申し上げました2万6,700人ぐらいがさらに今回の別途随意契約の中で増えると。そして最終的には、さらに地方の労働基準監督署等も含めて人数が増えて、6万3,000人ぐらいの規模になるという内容で、今回のシステムの構築をするということでございます。

下のほうの業務内容につきましては、設計開発、そして運用保守ということで、システムに絡む案件ということでございます。

右下に、確保されるべき対象業務の質とございますけれども、ヘルプデスクも含まれておりますので、アンケートをとってヘルプデスク対応の水準を保つということが一つ。それから、セキュリティの重大障害について、これがゼロ回であること。これは、厚労省さんが例の年金システムで大変重大な事故を起こしたこともございまして、重点を置いているところでございます。また、セキュリティに係るSLA項目をきちんと遵守してくださいということ。また、その下には稼働率等についてありますけれども、このタイプA、Bというのは、要項の中に業務の重要度に応じて区分がございまして、その大事なほうは99.9%以上と。また、若干余裕があるかなというものは99%以上という設定をしているところでございます。ネットワーク全体の稼働率としては99.95%を目指してくださいということで、システム運用上の重大障害もゼロ件としていただきたいということでございます。

もう1枚めくっていただきまして、先ほど、ちょっと予算の関係で1年ずれたお話をいたしましたけれども、そのスケジュールが示されております。一番上の欄が、現在こういうふうな運用が行われておりますということでありまして、2番目の欄が臨時でつなぐ部分の契約でございまして。実は随意契約は2本になってございまして、この第4四半期から先ほどのハローワーク等の人数分が増えるということについて追加契約を結びまして、現行契約とあわせて今年の4月以降に1年間の再リース契約をしてつなぐということでございます。

3番目の3のところにありますのが、この第2期計画で、下のほうが当初計画、もう実は構築をやって平成29年第2四半期から運用開始する予定だったものがほぼ1年ずれると

ということで、平成29年第1四半期から構築をして運用45カ月というのがその計画になっているということでございます。

そこで、また資料2-1にお戻りいただきたいと思います。6月に行われました事業評価を踏まえた対応というのが2にございます。総務省評価の概要ということでございますが、まず、1者応札でございましたので、第2期の入札においては入札監理小委員会における指摘を踏まえて競争性の改善策を講じてくださいということで、(1)から(5)までございます。

(1)につきましては、履行可能性、ライフサイクルコスト、技術的妥当性等を考慮した上で競争性が確保され、コストが低減されるように合理的な調達単位を検討するということが評価の中で出た意見でございました。これにつきましては裏面の厚生労働省の対応の一番上のポツでございまして、今回、厚労省として「分散型統計処理システム」及び「情報提供システム（ホームページ）」、これらを別調達として調達単位の見直しを行ったということであります。実は、評価のときに出た調達単位の見直しというのは、システムの更改と運用をざっと分けられないかという議論が中心だったんですけれども、厚労省さんとしては、先ほども申しあげましたセキュリティーにかかわる事柄として、ぜひ構築と運用は同じ業者にやってもらいたいということで、そこはある意味では譲れないということで、一部切り離すという結論になっております。

それから、またおもて面に戻りまして、(2)次期システムへの移行時に必要となるデータの抽出は、被引継ぎ業者の業務とし、新規に引き継ぐ業者の業務としない。これも先ほどの学術振興会と同様に引き継ぎ時の事柄の整理でございまして、新規に受ける業者が不安を感じることのないように、必要となるデータの抽出は現行の業者がやるようにするというでございました。これについては、また裏面の2番目のポツでありまして、そのように対応するというで解決してございます。もちろん、発注者として厚労省が引き継ぎ全体についての管理をしっかりやるということも含まれてございます。

また、先ほどの評価の表面の(3)でございしますが、この(3)と(4)は両方とも情報公開に関する事柄でございまして、(3)より多くの提案書作成期間を確保するため、閲覧資料の事前開示の一層の前倒し等を実施し、さらなる情報開示を実施することを検討する。また(4)調達の方針とか調達の時期、あるいは調達の範囲等、調達の考え方を整理した資料を作成して事前に前広に公表するということが評価のときに意見として出ております。これに対しまして裏面の3番目のポツ、入札公告前（意見招請時点）において積極的な資料閲覧を実施し、新規参加者が調達前から業務理解を深められるよう閲覧対象資料も事業者の意見を踏まえた形で整理を行うという対応を行っております。

またおもて面になりますが、最後の(5)次期厚生労働省LANの基本方針を取りまとめるに当たり、関係事業者に対しRFI（情報提供依頼書）を実施することで、新しい技術情報を収集するというに対しまして、裏面の最後のポツになりますけれども、これを実施いたしまして、30社以上の企業から幅広い情報の提供を受け、要件検討の参考としたという

こととございます。

これらは評価時の意見に対する対応でございますが、上記以外に厚労省として競争性を高めるため総合評価基準について見直しを行いました。従来は価格点と技術点が1：1だったのでありますが、これを1：3と、技術点のほうに大幅に軸足を移す形にしました。また、絶対評価から相対評価への変更を行う。また、重点を置くことにした技術点の中におきまして、基礎点と加点の配分の見直しをするということとでございます。基礎点と加点部分が1,500：1,500とイーブンだったのですが、今回は、非常に極端に見えますけれども、基礎点50点、加点部分3,100点にすることで大幅な見直しをしたということとでございます。あと、技術審査委員会の構成に外部有識者を入れる形にするということとございました。

さらに、ネットワークを、先ほどから何度も申し上げますが、年金システムの重大セキュリティインシデントに関連いたしまして、外部系と内部系をきっぱり分離して対応するというのと、さらに内部系の中でも個人情報などのいわゆる機微情報を扱う部分にはさらに仕切りを入れまして、いわば3つの体系で管理していくということで、1台の端末でそれにアクセスできるように環境の整備を行ってこれというのを今回うたっております。

また、業務改革支援サービスの新規導入、これは幹部のスケジュールとか、あるいは予算とか会計等のスケジュール等についてもシステム上で管理できるようにするというものも取り込むと。また、本省等のパソコンにつきまして、これはいろいろなことをやる中で、シンクライアント化及び簡易リモートアクセスサービスの新規導入によって経費の抑制を図っていくという施策も入れております。そして先ほども申し上げましたけれども、サービスの利用者の拡大にも対応するというのもございました。

これら非常に大きな難題を今回はシステムの中に持ち込むということで、厚労省の考え方としては、技術点を重視し、なおかつ加点を重視するというところで行きたいと。今回の公開につきましては、新規業者も現在やっている業者もほとんどスタートラインは一緒であろうということで、全てがチャレンジャーという位置づけにして、これで技術の部分で主に競争してもらえばいいのではないかとございまして。

先ほど見ていただいた参考資料に契約状況の紙がもう1枚くっついておりますが、これは最初申し上げましたように、説明会には16者来たけれども実際は1者応札だったと書いてありまして、下段の下から2番目のところに、前は基礎点の割合を増加し、現行業者の優位性を抑止するというところ、実は逆の方向をたどったわけでありまして。今回は説明申し上げましたように非常にシステム上の難題をいろいろと業者さんに考えていただくということで、基礎点ではなくて加点のほうを重視するというふうな方向転換を図った厚労省の考え方は理解できるところとございまして。

資料2-1に戻っていただきまして、厚労省のほうで評価のときのいろいろな問題点を要項に取り込んでいただきました。小委員会といたしましては、評価のときの意見のおさらい的な意見交換がございましたけれども、最後に総合評価の配点基準について、技術点

を非常に重視するのはわかるのですが、どの点がポイントなのかということもきちんとした枠組みとして明示すべきではないかということが出ました。それに対しまして要項の中に、これは要項の22ページ、また仕様書の91ページから94ページに詳細に記されてございますけれども、「重要評価視点」という項目を設けまして、厚労省としてはここを重点的に見ますよということを示しました。

最後に、意見招請及びパブリックコメントですけれども、本件に関しましては19者から404件という膨大な意見が寄せられました。これはまとめの資料も60ページに及ぶ大変な量でありましたけれども、404件のうち231件に対応して修正を行ったということでございます。また、修正はしなかったものについても、寄せられた意見については提案として総合評価のときに評価しますという言い方をしているものがこのほかに30件ほどございました。また、全然内容を変えないものについても、なぜ変えないかという理由が書かれているということで、今回の厚労省さんのパブリックコメントへの対応が非常に丁寧なものであったと見ております。

厚労省のシステムの関係は以上でございます。

最後にもう1件、能力開発基本調査の関係でございます。資料3-1をご覧ください。

これは、各企業がどのような社員の能力開発をやっているかということ調査するものでございまして、これも市場化テストは初めてでございます。これまで1者応札が続いておりまして、実は説明会の参加者も最大で6者、だんだん減るような傾向もございます。そういう問題を含んで市場化テストに今回入っていくということでございます。

参考資料をごらんいただきたいと思いますが、厚労省の能力開発基本調査の概要ということでございまして、調査の概要、調査対象として業種が非常にたくさんの業種に及ぶということが見てとれるかと思えます。また対象につきましても、企業、事業所、個人と3種類に分けて調査いたしますけれども、企業として7,300、事業所単位では7,200、個人は無作為に抽出した2万9,500人ということで、かなり広範囲な調査をやるということでございます。

毎年10月1日現在で調査するというので、企業に対する調査内容は調査事項のところでございますように、能力開発の考え方だとか、計画があるかとか、あるいはその能力開発を社員がやれる時間の確保をどうするかというようなことについて調査をします。事業所につきましても、より具体的に現場に即して実際どういうことが行われているかということ調査し、さらに個人に対しては、会社を通して受講した教育訓練があるかとか、従業員レベルでそういうことを個別に調べるというやり方でございます。

調査の流れといたしましては、一番下にありますように厚労省から民間業者に委託し、そして報告者から報告を受けて、それをまとめていくという作業だということでございます。これを企業と事業所と個人調査の3レベルでやっていくということでございます。

その次のページに図がございまして、これはのちほど見ていただければと思います。

資料3-1に戻っていただきます。市場化テストの実施に際して厚労省が行った取組と

ということで、新規参入の促進や民間事業者の創意工夫発揮促進のために以下の施策をとったということが書かれています。まず、業務量把握のための情報開示の徹底ということが1つ。それから、これまでは1年間ごとの契約でやってきたんですけども、3年間に延長する。これは業者が幾ばくか入りやすくするという施策として捉えております。それから民間業者への権限の委譲、これは細かい話なんですけど、要項の14ページ、あるいは16ページ、18ページ等に網かけで書いてありますように、一部民間業者の意向に任せる部分を取り入れたということでございます。それから共同事業体による参入も可能にしたということとか、調査票の回収率向上という事業課題解決のためにオンライン回答促進や広報促進という厚生労働省と民間事業者との協働の取組みを実施することにしたということ等が今回の改善点として挙げられております。

小委員会での審議内容といたしましては、実はこれまで調査票に関して回収目標に達しなかった場合の委託費の減額、ディスインセンティブの条項があったんですけど、これは新規業者にとってかなり心理的にブレーキになるのではないかとということで、今回はそれを外していただきました。また、評価点についてもやはりめり張りのある評価方法が必要なのではないかとということで、対応2にありますようにワーク・ライフ・バランスの配点を若干変更したり、回収率の向上にかかわる配点を増加したりということで若干のめり張りをつけたということでございます。

それから裏面、論点3にありますように、共同事業体で参加する場合に、これはほかの案件でも大体こうなっておるんですけども、共同事業体を構成する全員が同じ等級を持っていないといけないということではなくて、主たる者とそうでない者について若干差をつけたほうがよろしいのではないかとということで、これも対応3にありますように従たる参加者についてはD等級まで格づけされていけばいいと、若干緩和しております。

パブリックコメントにつきましては11件の意見が寄せられましたが、軽微な文言の修正等に関するもののみであったということございました。

厚生労働省の能力開発基本調査の概要については以上でございます。よろしくお願いたします。

○稲生委員長 丁寧なご説明をいただきまして、ありがとうございました。

ただいま説明いただきました内容につきまして、ご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。

○川島委員 ご検討、お疲れさまでございました。1点目と2点目の内容にかかわるところで、内容については異存ありませんが、確認ということでコメントをいただけたらと思います。

2番目の厚生労働省LANシステム、先ほどの、委員限りの、契約状況について整理された参考資料の一番右下のところ、前回1者応札であったということで、説明会に来られた業者さんに聞き取りを行ったところ、既存データの移行等に係る費用、作業期間とといったリスクについて排除することができず入札を断念したという記載があります。今回ご説

明いただきました資料2-1の2ポツの(2)の、データの抽出は新規に引き継ぐ業者の業務とはしないということが、前回のヒアリング調査を踏まえてのものかどうか、念のため確認させてください。

それとのかかわりで、1番目にありました日本学術振興会のシステム更新・保守業務について、今回の、新規ということもあって、このデータ等の移行については引き継ぎを行う側がその経費を負担するというに、引き継ぎを受ける側でしたかね。

○石堂委員 これは、経費をどちらがどこまで持つかということをも明確化するという部分でございます。

○川島委員 そういうことですね、わかりました。今回、この1番目のほうは、新たに今回請け負う側が経費を負担するということだと思しますので、その点は先ほどの2番目のところとの関係で応札の抑制につながる懸念があるのかなのかという議論があったのかどうかについて確認させていただけたらと思います。

以上です。

○石堂委員 厚労省のほうにつきましては、まさしくこのアンケートをある意味では踏まえて対応したとご理解いただいて結構だと思います。

それから、引継ぎ費用の関係は、明確になっていれば自分が入札しようと思うときにそれを勘案すればいい話ですので、学術振興会のケースも「明確化」すべきであると、どちらかが費用を持つべきであるという議論ではなくて、どちらが持つのであれ、それを明確にしておけばいいということです。要するに、新規に入ってくる業者がそれについてどのぐらいの負担になるのかということが明確にならないことが不安要素になるだろうということです。どちらかが持つのが正しいとか正しくないという議論とはちょっと違うかなと思っております。

○川島委員 ありがとうございます。

○稲生委員長 ほかに、いかがでしょうか。

2件目の、やはり大型の案件でございますけれども、事業評価を踏まえて厚生労働省さんもいろいろ真摯に検討なさったということでもございますし、2-1の裏側にもありましたけれども、我々の出したもの以外にも実施要項(案)の変更、例えば技術点の重視とか、こういった変更をされているということで、本気度は伺えるだろうと思います。

それから、パブコメもかなり寄せられたということで、ぜひ今回、次回ですか、多数の事業者の方が応募してくれればいいなと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました実施要項(案)につきましては、監理委員会として異存はないということにいたしたいと存じます。

続きまして議事次第3、第54回施設・研修等分科会(業務フロー・コスト分析に関するヒアリング)審議結果についてです。

審議結果につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○栗原参事官 ご説明いたします。資料4をごらんください。

JICAにおける技術協力機材の在外調達支援業務、平成25年度の基本方針別表に掲載されました。平成26年の分科会におきまして、民間委託した場合とJICA直営で実施した場合、それぞれ平成26年度と27年度に行っておりますが、このコスト比較について業務フロー・コスト分析を実施して比較検証を行うとともに、さらに業務の質についても評価を行うということが審議されました。その上で、平成28年度中にこの分析結果及び業務実績を監理委員会と連携しつつ検証し、必要に応じて官民競争入札を実施するということになっております。

そして今般、平成28年12月7日の分科会におきましてJICAからヒアリングを行いました。結果は以下のとおりでございます。

1. ヒアリングの内容等でございますが、委員の中から以下のようなご意見をいただいております。1つ目、多数の途上国を対象とした支援、他の関連業務と合わせた支援などのトータルで見たときに、この業務をやれる民間の組織はない。2つ目、より幅広い業務に対応できる事業者がなかなか見つからないということもございまして、官民競争入札という枠組みの問題とは少し違うのかと思うといったご意見をいただいております。

2. ヒアリング結果及び今後の対応方針でございます。本業務につきまして、JICA直営で実施したほうがコストや質の面で優位であるとまでは確証が得られないと。他方、機材調達以外も含めた幅広い業務に対応できる民間事業者はおそらく存在しないということ踏まえると、官民競争入札という枠組みの中で本業務を捉えるのは適当ではない。よって官民競争入札の導入について追加検討の必要はない、引き続き当該業務をJICAによる直営で実施していただきたいものの、実施に当たっては重要な業務ですので、コスト及び質の両面で効率的となるように十分な配慮、努力をお願いしたいということでございました。

以上、報告でございます。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいま説明いただきました内容につきまして、ご意見、ご質問がございましたら発言をお願いしたいと思います。

お願いします。

○石堂委員 これは、分科会でもここに書いてあるとおりの議論の展開だったんですけども、コストの比較も一応あったんですけども、そこはむしろ比較の意味を成すんだろうかという疑問が多くて、ここに書いてあるように全然別な要件からこの市場化テストの中で考えるのはちょっと難しいのではないかということであったということでございますので、このフロー・コスト分析そのものによってということではなかったというところは、ちょっと注意喚起しておきたいと思います。

○稲生委員長 ありがとうございます。ちょっと2番のところの書き方が通常と若干違うかなということになるろうかと思えます。

○石堂委員 そうですね。

○稲生委員長 いずれにしましても我々は、最後のパラグラフにもございますように直営

でお願いしたいということではありますけれども、コストや質については十分な配慮を継続いただきたいと、これをやはり申し添えておくということだと思います。

ほかに、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、JICAに関する本件につきましては、業務フロー・コスト分析に基づく審議の結果と一応言わせていただきますが、官民競争入札等の実施の必要はなく、次年度の公共サービス改革基本方針別表から削除することといたします。

以上をもちまして、本日の監理委員会を終了いたします。ありがとうございました。

— 了 —